

【 厚生労働大臣が定める揭示事項 】

(令和7年4月1日現在)

I 入院基本料に関する事項について

当院は「地域一般入院料2」、「回復期リハビリテーション病棟入院料1」の届出を行っています。
(看護要員の対患者割合、看護要員の構成等については各病棟にてご確認ください。)

II 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ及び激変緩和係数の一部を改正する件(令和6年厚生労働省告示第104号)別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院について

当院は上記病院に該当しません。

III 九州厚生局熊本事務所長への届出事項に関する事項について

①施設基準の届出について

当院は以下の施設基準の届出を行っています。

1)基本診療料の施設基準に係る届出

- 医療DX推進体制整備加算5
- 地域一般入院料2
- 診療録管理体制加算3
- 看護補助加算2(50対1、夜間看護体制加算)
- 療養環境加算
- 療養病棟療養環境加算1
- 感染対策向上加算3
- 後発医薬品使用体制加算1
- データ提出加算1(口)及び3(口)
- 入退院支援加算1(イ)
- 認知症ケア加算3
- 回復期リハビリテーション病棟入院料1
- 歯科医療DX推進体制整備加算1
- 歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準
- 歯科外来診療環境体制加算1

2)特掲診療料の施設基準に係る届出

- 小児運動器疾患指導管理料
- 二次性骨折予防継続管理料2
- 二次性骨折予防継続管理料3
- 下肢創傷処置管理料
- 薬剤指導管理料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料2
- 検体検査管理加算(Ⅰ)
- 検体検査管理加算(Ⅱ)
- CT撮影及びMRI撮影
- 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 骨移植術(軟骨移植術を含む。)(自家培養軟骨移植術に限る。)
- 麻酔管理料(Ⅰ)
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 入院ベースアップ評価料51
- 歯科治療時医療管理料
- 精密触覚機能検査
- 歯科口腔リハビリテーション2
- CAD/CAM冠
- クラウンブリッジ維持管理料
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)

3)その他

- 入院時食事療養(Ⅰ)・入院時生活療養(Ⅰ)
- 酸素の購入価格

②食事の提供について

当院は「入院時食事療養(Ⅰ)(1食につき)」の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

IV 明細書の発行状況に関する事項について

当院は、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日保発0305第11号)に則り明細書を交付しています。

V 保険外負担に関する事項について

当院では個室利用料、紙おむつ代、証明書・診断書料等につきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。(各費用につきましては、『保険外負担に関する揭示事項』をご確認下さい。)

詳細・ご不明な点は受付にお申し出ください。